

策 定 年 度	平成19年度
変 更 年 度	平成21年度

善通寺市地域水田農業ビジョン

平成21年4月

善通寺市地域水田農業推進協議会

目 次

1. 善通寺市水田農業の改革の基本的な方向	1
2. 作物振興及び水田利用の将来方向	2
(1) 米の生産対策	2
(2) 土地利用型作物の生産対策	2
① 麦	2
② 大豆	2
③ 飼料作物	2
(3) 野菜の生産対策	3
(4) 花きの生産対策	3
(5) 水田の多面的機能の発揮	3
3. 担い手の育成	4
(1) 認定農業者の育成	4
(2) 特定農業団体・特定農業法人の育成及び支援	4
(3) 農業法人の育成	4
(4) 担い手への土地利用集積	4
4. 具体的な目標	5
(1) 米麦の作付・販売目標	5
(2) 土地利用型作物の作付・販売目標	6
(3) 野菜の作付・販売目標	6
(4) 花きの作付・販売目標	7
(5) 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標	8
5. 地域水田農業ビジョン実現のための手段	9
(1) 水田農業構造改革交付金	9
(2) その他の活用事業	10
6. 担い手の明確化	10

別紙 担い手リスト

1. 善通寺市水田農業の改革の基本的な方向

(1) 農業情勢

本市においては、香川県の北西部に位置し、東西8.9km、南北7.96km、総面積39.88K㎡で、北は、瀬戸内海工業地帯を形成する丸亀市、多度津町に、東は、琴平町、まんのう町、西は三豊市に接し、肥沃で平坦な土地に恵まれ、中讃穀倉地帯の中心で、平成18～19年現在、農家戸数1,897戸、水田面積1,080haである。(香川県農林水産統計年報第54次による)本市の農業経営は、中央の市街地を挟んで、南部及び北部に形成され、稲作を主体とした野菜(レタス、たまねぎ、にんにく等)、果樹(ミカン、キウイフルーツ、ビワ等)、畜産の複合農業が営まれている。本市における水田は、全耕作地面積の約81%を占め、稲作のウエートは、非常に高い。しかしながら1戸あたりの平均水田経営耕地面積は約47aと狭く、しかも農地が分散保有になっていることや圃場整備率が低いこともあって、農地の集团的利用は遅れており、さらに担い手の減少、耕作放棄地の増大、兼業化、従事者の高齢化が進んでいる。

そこで、国の農政改革の意義を踏まえながら、本市の現状とこれからの水田農業の持続的な発展を図るため次の取り組みを展開する。

①米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考えに立って、需要に応じた米づくりを推進する。また、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施する体制の整備を図る。

②水田農業の担い手の確保・育成と望ましい農業構造を確立するため、認定農業者や特定農業団体などの効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進する。

③水田農業の望ましい生産構造の実現と、食料自給力の向上を図るため、調整水田等不作付地への作物作付けを推進するとともに、需要に即した高品質な、麦・大豆・野菜・飼料作物等の計画的な生産を推進する。

④耕畜連携による飼料作物の作付拡大と有機性資源の活用などにより、環境と調和した循環型農業の推進を図る。

⑤水田の多面的機能の発揮を促進するため、地域の特色ある水田農業の展開を図るとともに、遊休農地が懸念される水田の有効利用を推進する。

2. 作物振興及び水田利用の将来方向

(1) 米の生産対策

米の農業生産額に占める割合は、次第に低下しているものの約30%を占めており、米は依然として本市農業の基幹作物である。作付面積は、生産調整の拡大により減少していたが、近年は横ばい傾向である。現在、ヒノヒカリを中心にコシヒカリ、はえぬき等が作付されている。今後、JA香川米等に取り組み、消費者の多様なニーズに対応した特色ある米の産地づくりを目指し、主食用品種は、ヒノヒカリ、コシヒカリ、はえぬき、酒造用品種はオオセトとする。モチについては需要量のみを作付する。

また、種子更新の徹底、苗の安定供給と栽培履歴の記帳や残留農薬検査等の実施による確認体制を構築し、安全・安心な米づくりを図るとともに、食味値向上に向けた栽培技術を徹底し、高品質米の生産振興を図る。

また、コンバイン、田植機、施肥散布機等の使用期間の短い機械については、リースや機械銀行等の活用により、生産コストの低減を図る。

(2) 土地利用型作物の生産対策

昨今の国際的な穀物需給の変化に対応するため、特に自給率の低い麦、大豆、飼料作物について、不作付地への作物作付の拡大を推進するとともに、需要に即した高品質で安全・安心な生産に取り組む生産者を支援し、担い手を育成するとともに、適切な生産に努める。

① 麦

麦は、水田農業経営の収益向上や遊休農地の解消対策として作付が行われ、土地利用型作物の基幹となっている。土壌条件に恵まれ、はだか麦を中心に作付されているが、小麦についても「さぬきの夢2000」の導入以後、作付面積の拡大が図られている。

今後は、香川の特産品「さぬきうどん」の原料小麦「さぬきの夢2000」の増反を図る。はだか麦については「イチバンボシ」を基本とし、需要量に応じた生産を推進する。

② 大豆

大豆については、畦畔大豆や畑大豆から水田での転作大豆が主流になっているが、作付面積に対して販売量が極端に少ない状況である。今後は、新品種「フクユタカ」を中心に生産販売量の増加を図るため、機械化一貫体系の確立による省力化及び生産コスト削減や実需者と結び付いた契約栽培の推進で生産の安定化を図る。

③ 飼料作物

耕畜連携による飼料作物については、作付拡大と効率的生産の推進を図る。

(3) 野菜の生産対策

露地野菜については、昭和41年にたまねぎ、昭和44年に冬レタス、昭和52年には春レタスが、国の野菜指定産地を受け、早くより産地強化に取り組んでいる。しかし、農業従事者の高齢化、後継者の減少等により、たまねぎは昭和50年をピークに減少している。一方、レタスについては、年次価格の不安定さはあるものの、レタス栽培作業の機械化や作業支援システムの整備により栽培面積は拡大されている。今後も引き続きレタスの生産振興を図る。にんにくについては、産地強化と生産集荷体制が整備され一時は本市に定着したものの、栽培面積の減少がみられる。青ねぎについては、作業支援システムが導入され栽培面積の拡大が図られており、引き続き生産振興を図る。ブロッコリーについては、他の露地野菜に比べ、生産コストが低く、栽培方法も難しくないのが高齢者や新規栽培者が取り組みやすい品目である。今後、作業支援システムの構築も含め、作付面積の拡大を図る。

施設野菜については、ミニトマト、アスパラガス等が栽培されている。特に、ミニトマトについては、養液栽培等の新技術が導入され作付面積が拡大し、平成16年に野菜指定産地を受けた。

今後は、米と露地野菜及び施設野菜等の複合経営の持続的かつ効率的なシステムを支援しながら、地域の特色を活かした個性的な産地の育成、高付加価値促進による販売の確保に努める。

(4) 花きの生産対策

きくを中心とした花きについては、集約性の高い経営が行われているが、生産者の高齢化により、生産量は減少傾向にある。そこで多様なニーズに対応した高品質生産を推進し、生産拡大を図る。

(5) 水田の多面的機能の発揮

水田は、食料の安定供給という本来の役割に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、環境と調和しつつ持続的に発展しなければならない。このまま水田の遊休農地化や耕作放棄地の増大が続けば、この地域の自然環境は荒廃することになる。そこで遊休農地及び耕作放棄地の解消に努めなければならない。

今後、本地域においては、景観形成作物等の作付を推進しながら、地域の環境保全と景観の向上を目指す。また、(財)善通寺市農地管理公社への作業委託などにより遊休農地の利活用を図る。

3. 担い手の育成

水田農業を振興する上で、担い手の確保・育成が重要な課題である。そこで、効率的かつ安定的な農業を目指す認定農業者や特定農業団体及び新規就農者など意欲ある担い手の確保・育成を図る。

また、市内の支店に設立した特定農業団体を担い手として発展させていくとともに、経営体としての実態を有する組織の法人化が図られるように支援する。

(1) 認定農業者の育成

善通寺市及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の年間所得（善通寺市農業経営基盤強化促進基本構想に明記されている所得）、年間労働時間（1経営体の主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営を担う意欲ある「人」の確保・育成に努める。

(2) 特定農業団体・特定農業法人の育成及び支援

善通寺地区では管内7支店で、麻野営農組合、上郷営農組合、吉田特定農業組合、与北特定農業組合、筆岡営農組合、吉原営農組合、龍川特定営農組合が設立された。今後は、作業範囲の選定を進めていく上で、機械の共同化を通して効率的な経営の実現と、地域農業の担い手として発展させながら、平成23年度までの法人化を目指して支援を行う。また、特定農業法人天霧ファーム営農組合についても支援を行う。

(3) 農業法人の育成

農業経営の法人化は、家計と経営の分離による経営管理の徹底や経営内容が透明化することにより、金融機関・取引先等に対する信用が向上し、商品取引や従業員の雇用の円滑化が図られる。また、雇用保険等の適用による従業員の福利厚生の上昇、所得の分配による事業主への課税軽減などの経営上のメリットがある他、貸付枠拡大や農地の権利取得が可能となるなどの制度上のメリットも多いことから、農業の法人化を推進する。

(4) 担い手への土地利用集積

認定農業者や特定農業団体並びに農業法人等の担い手が、今後も効率的かつ安定的な農業経営を営むためには、経営規模の拡大や作業受託面積の拡大が必要である。そのために、担い手の水田の利用集積に関する面積を地域における水田の概ね50%とする。

また、農地流動化の促進を図るため、遊休農地・耕作放棄地の調査を行い、遊休農地・耕作放棄地を把握する。

4. 具体的な目標

(1) 米麦の作付・販売目標

①作付目標

(単位：h a)

作物名	品 種 名	平成 20 年 度の目標	平成 20 年 度の実績	平成 21 年 度の目標	平成 22 年 度の目標	平成 25 年 度の目標
水 稻	コシヒカリ	112	114	115	115	115
	ヒノヒカリ	415	421	425	425	425
	はえぬき	40	28	30	30	30
	オオセト	45	40	45	45	45
	その他	24	16	20	20	20
	計	636	619	635	635	635
はだか麦	イチバンボシ	120	110	105	130	186
小麦	さぬきの夢 2000	50	45	40	50	68
	計	170	155	145	180	254

②販売目標

(単位：t)

作物名	品 種 名	平成 20 年 度の目標	平成 20 年 度の実績	平成 21 年 度の目標	平成 22 年 度の目標	平成 25 年 度の目標
水 稻	コシヒカリ	255	219	255	255	255
	ヒノヒカリ	1,518	1,200	1,518	1,518	1,518
	はえぬき	158	82	151	151	144
	オオセト	142	191	149	149	156
	その他	32	15	32	32	32
	計	2,105	1,707	2,105	2,105	2,105
はだか麦	イチバンボシ	528	485	367	572	820
小麦	さぬきの夢 2000	220	217	140	220	300
	計	748	702	507	792	1,120

(2) 土地利用型作物の作付・販売目標

①土地利用型作物の作付目標

(単位：h a)

作物名	品 種 名	平成 20 年 度の目標	平成 20 年 度の実績	平成 21 年 度の目標	平成 22 年 度の目標	平成 25 年 度の目標
大豆 白	フクユタカ	10	3	4	4	4
黒	黒大豆	8	4	5	5	5
飼料作物 等	青刈りとうも ろこし	5	4	5	5	5
	ソルガム	3	2	3	3	3
計		26	13	17	17	17

②土地利用型作物の販売目標

(単位：t)

作物名	品 種 名	平成 20 年 度の目標	平成 20 年 度の実績	平成 21 年 度の目標	平成 22 年 度の目標	平成 25 年 度の目標
大豆 白	フクユタカ	2	1	3	3	3
黒	黒大豆	7	4	7	7	7
計		9	5	10	10	10

(3) 野菜の作付・販売目標

①野菜の作付目標

(単位：h a)

作物名	品 種 名	平成 20 年 度の目標	平成 20 年 度の実績	平成 21 年 度の目標	平成 22 年 度の目標	平成 25 年 度の目標
露地野菜	レタス	45	45	45	45	50
	支援レタス	55	55	55	55	60
	たまねぎ	12	12	12	12	12
	にんにく	11	9	11	11	11
	青ねぎ	37	40	37	37	37
	ブロッコリー	9	10	9	9	10
施設野菜	ミニトマト	2	1.5	1.6	2	2
	アスパラガス	3	4.1	4.4	5	5
計		174	176.6	175	176	187

②野菜の販売目標

(単位：t)

作物名	品 種 名	平成 20 年 度の目標	平成 20 年 度の実績	平成 21 年 度の目標	平成 22 年 度の目標	平成 25 年 度の目標
露地野菜	レタス	1,100	2,111	1,100	1,100	1,100
	支援レタス	1,300		1,300	1,300	1,300
	たまねぎ	600	690	600	600	600
	にんにく	110	87	110	110	110
	青ねぎ	555	500	555	555	555
	ブロッコリー	100	78	110	110	110
施設野菜	ミニトマト	170	94	170	170	170
	アスパラガス	38	38	38	38	38
計		3,973	3,598	3,983	3,983	3,983

(4) 花きの作付・販売目標

①花きの作付目標

(単位：ha)

作物名	品 種 名	平成 20 年 度の目標	平成 20 年 度の実績	平成 21 年 度の目標	平成 22 年 度の目標	平成 25 年 度の目標
花 き	きく	5	4	5	5	5

②花きの販売目標

(単位：1千本)

作物名	品 種 名	平成 20 年 度の目標	平成 20 年 度の実績	平成 21 年 度の目標	平成 22 年 度の目標	平成 25 年 度の目標
花 き	きく	2,050	2,000	2,050	2,050	2,050

(5) 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

①担い手の育成目標

(単位：経営体)

	平成 20 年 度目標	平成 20 年 度実績	平成 21 年 度目標	平成 22 年 度目標	平成 25 年 度目標
認定農業者 (a)	46	42	45	49	59
うち水田経営所得安定 対策加入者	11	8	10	13	22
その他	35	34	35	36	37
特定農業団体 (b)	7	7	7	7	0
うち水田経営所得安定 対策加入者	7	7	7	7	0
その他	0	0	0	0	0
合計 (a + b)	53	49	52	56	59
うち水田経営所得安定 対策加入者	18	15	17	20	22

②担い手への土地利用集積目標 (水田)

(単位：h a)

	平成 20 年 度目標	平成 20 年 度実績	平成 21 年 度目標	平成 22 年 度目標	平成 25 年 度目標
認定農業者 (a)	118	115	132	132	593
うち水田経営所得安定 対策加入者	60	50	67	67	521
その他	58	65	65	65	72
特定農業団体 (b)	412	382	430	430	0
うち水田経営所得安定 対策加入者	412	382	430	430	0
その他	0	0	0	0	0
合計 (a + b)	530	497	562	562	593
うち水田経営所得安定 対策加入者	472	432	497	497	521

5. 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）

米の生産調整の的確な実施を図りながら、水田農業の構造改革の推進や水田を活かした多様な作物の産地づくりを推進し、あるべき米づくりの実現をめざし、地域の特色ある水田農業の展開を図るため、水田農業推進協議会が別に定めた使途・水準により、産地確立交付金を交付する。

①生産調整の円滑な推進

・助成要件を満たす生産調整実施者に対して、生産調整対象水田において作物（水稲含む。）の作付けを行った場合に助成を行う。

②振興作物に対する助成

・助成要件を満たす者が、振興作物である大豆・きく・レタス・たまねぎ・にんにく・青ねぎ・ブロッコリー・ミニトマト・アスパラガスいずれかを当該年度において水稲を作付けしない水田で5 a以上作付けした場合、作付面積に応じて定額助成を行う。

③担い手の麦・飼料作物の作付けに対する助成

・助成要件を満たす担い手が、麦・飼料作物のいずれかを作付けした場合、作付面積に応じて助成を行う。

④景観用作物に対する助成

・助成要件を満たす者が、景観用作物であるレンゲを当該年度において水稲を作付けしない水田で5 a以上作付けした場合、作付面積に応じて定額助成を行う。

⑤麦・大豆の出荷に対する数量助成

・助成要件を満たす者が、麦・大豆のいずれかを作付け・出荷した場合、その出荷数量に対して定額助成を行う。

(2) その他の活用事業

- ①土地利用型農業構造改革加速化事業
- ②米需給調整・需要拡大基金
- ③食料自給力向上緊急生産拡大対策事業
- ④水田等有効活用促進交付金
- ⑤その他（国・県・市等による補助事業）

6. 担い手の明確化

(1) 担い手の基準

認定農業者及び農業法人並びに特定農業団体・特定農業法人

(2) 担い手リスト 別紙